

施 工 条 件 明 示

工 事 名：錦町1号公園整備工事

施 工 位 置：蕨市錦町6丁目地内

項 目	明 示 事 項
工 程	1 工事着手前に、現地の縦横断測量を実施し、舗装等の計画高について監督員と協議すること。 また、地下埋設物等の支障物件について工事着手前に調査し、監督員に報告すること。なお、工事に支障がある場合は、施工方法、工程等について別途協議すること。
関 係	2 路面表示については、元位置に設置するものとする。 3 本工事の工期には、不稼動日、土曜日、日曜日及び祝祭日を含んでいる。ただし、日曜・祝日においては原則休工とする。日曜・祝日等の休日などに作業を行う必要がある場合は、監督員と協議の上実施すること。
公 害 対 策 関 係	1 残土搬出時に道路の路面を汚損した場合は、公衆に迷惑を及ぼすことのないよう、速やかに清掃等を実施すること。 2 住宅地の工事であるので、振動騒音等に十分配慮すること。また、バックホウについては、低騒音型の機械を使用すること。 3 住宅地の近郊であるので、着工前等には近隣住民への周知徹底を図ること。
安 全 管 理	1 現場代理人は、常時現場を巡回し、安全不良の個所がある場合は、直ちに改善すること。 2 本工事の作業内容に応じた安全、訓練活動を通して、安全意識の高揚を図り安全な工事が実施できるよう体制及び環境を整えること。 3 本工事における安全施設は、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」を標準とし、現場状況に応じて設置し、当該工事の目的が分かりやすいよう工夫することに努めること。 4 工事現場内の交通危険箇所及び工事車両の出入り口には、必ず交通整理員を配置すること。 ただし、本工事の交通整理員は、120人（交通誘導員 B・120人）とする。
残 土 関 係	1 残土は、土質改良プラント(運搬距離 3.9km)へ搬入すること。 2 アスコン及びセメコン等の廃材については、再生プラント(アスコン：運搬距離 6km、セメコン：運搬距離 2.2km)へ搬入すること。
そ の 他	1 施工時の機械等については、工事着手前に監督員と協議すること。 2 枯補償による植替え工事を円滑に行うために、植樹保険制度に加入すること。